

函館市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月23日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第37号

函館市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市老人福祉法施行細則（平成8年函館市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第2項中「第33項」を「第35項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。